■評価マニュアル　正誤表

※赤字は前回正誤表（2012/5/14 発行）からの追加部分を表す。

<table>
<tr><th>頁</th><th>訂正箇所</th><th>誤</th><th>正</th></tr>
<tr><td>3</td><td>目次の追加
3.1 騒音･振動･悪臭の防止
の後に項目を追加</td><td>3.1 騒音･振動･悪臭の防止･･･････225</td><td>3.1 騒音･振動･悪臭の防止･･･････225
3.2 風害･砂塵･日照阻害の抑制････232
3.3 光害の抑制･･･････････････････238</td></tr>
<tr><td>11</td><td>(2)低炭素化対応の強化
11 行目</td><td>レベル5は ERR25 以上であったのを、ERR35 以上とした。</td><td>レベル5は ERR=25%以上であったのを、ERR=35%以上とした。</td></tr>
<tr><td>13</td><td>2.1 評価対象建築物
2～3 行目</td><td>なお、工場については Q1 室内環境、Q2 サービス性能の評価では</td><td>なお、工場については、Q1 室内環境と、Q2「1.機能性」の評価では</td></tr>
<tr><td>16</td><td>2.4 複合用途建築物の評価
下から 2 行目</td><td>基準となる一次エネルギー消費量と</td><td>（左記部分を削除）</td></tr>
<tr><td>20</td><td>表 I.2.4 LR:建築物の環境負荷低減性に含まれる評価項目一覧
LR3「3.周辺環境への配慮」</td><td>3.2 風害、日照阻害の抑制</td><td>3.2 風害･砂塵･日照阻害の抑制</td></tr>
<tr><td>35</td><td>3.7 スコアシート
下から 2 行目</td><td>特に 3 点（レベル 3）以上の</td><td>特に 3 点（レベル 3）を超える</td></tr>
<tr><td>36</td><td>図 I.3.12 スコアシート（出力例 1/2）
Q1 室内環境
2.1 室温制御 2.1.1 室温設定</td><td>2.1 室温制御
1 室温設定</td><td>2.1 室温制御
1 室温</td></tr>
<tr><td>36</td><td>図 I.3.12 スコアシート（出力例 1/2）
Q2 サービス性能
1.3 維持管理</td><td>1.3 維持管理
1 総合的な取り組み
2 清掃管理業務</td><td>1.3 維持管理
1 維持管理に配慮した設計
2 維持管理用機能の確保</td></tr>
<tr><td>37</td><td>図Ⅰ.3.13 スコアシート(出力例 2/2)
Q3 室外環境（敷地内）</td><td>1 生物資源の保全と創出</td><td>1 生物環境の保全と創出</td></tr>
<tr><td>39</td><td>2-1 建築物の環境効率
2～3 行目</td><td>SLR から導かれるが、表の右側に BEE および Q と L の計算式を示す。</td><td>SLR から導かれる。</td></tr>
<tr><td>65</td><td>2.1.1 の項目名訂正
「設定」を削除</td><td>2.1.1 室温設定</td><td>2.1.1 室温</td></tr>
<tr><td>66</td><td>2.1.1 室温
学（小中高）の基準を訂正</td><td>（下記参照）</td><td>（下記参照）</td></tr>
</table>

（誤）

	学（小中高）	学（小中高）
レベル1	レベル3を満たさない	レベル3を満たさない
レベル2		
レベル3	学校環境衛生基準の基準値を参考に冬期 10℃以上、夏期 30℃以下の範囲を設定している。	冬期 10℃以上、夏期 30℃以下の室温を実現するための最低限の設備容量が確保されている。
レベル4	学校環境衛生基準の推奨値を参考に、冬期 18℃～20℃、夏期 25℃～28℃の範囲を設定している。	冬期 20℃、夏期 27℃の室温を実現するための設備容量が確保されている。
レベル5	ASHRAE 快適域や POEM-O を参考に冬期 22℃～24℃、夏期 24℃～26℃の範囲を設定している。	冬期 24℃、夏期 24℃の室温を実現することが可能な設備容量が確保されている。

Copyright © Institute for Building Environment and Energy Conservation

<table>
<tr><th>頁</th><th>訂正箇所</th><th>誤</th><th>正</th></tr>
<tr><td></td><td>（正）
<table>
<tr><th></th><th>学（小中高）</th><th>学（小中高）</th></tr>
<tr><td>レベル1</td><td>（該当するレベルなし）</td><td>（該当するレベルなし）</td></tr>
<tr><td>レベル2</td><td>（該当するレベルなし）</td><td>（該当するレベルなし）</td></tr>
<tr><td>レベル3</td><td>冬期 18℃以上、夏期 28℃以下の設定</td><td>冬期 18℃以上、夏期 28℃以下の室温を実現するための最低限の設備容量が確保されている。</td></tr>
<tr><td>レベル4</td><td>冬期 20℃以上、夏期 25℃以下の設定</td><td>冬期 20℃以上、夏期 25℃以下の室温を実現するための設備容量が確保されている。</td></tr>
<tr><td>レベル5</td><td>冬期 22℃以上、夏期 24℃以下の設定</td><td>冬期 22℃以上、夏期 24℃以下の室温を実現することが可能な設備容量が確保されている。</td></tr>
</table></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>73</td><td>2.1.3 外皮性能
屋根の熱貫流率 U の例
番号 2　U 値の訂正</td><td>
<table>
<tr><th>天井材料の
厚さ mm</th><th>U
W/㎡･℃</th></tr>
<tr><td>9</td><td>0.8</td></tr>
<tr><td>9
9</td><td>0.5</td></tr>
<tr><td>9
12</td><td>57</td></tr>
</table></td><td>
<table>
<tr><th>天井材料の
厚さ mm</th><th>U
W/㎡･℃</th></tr>
<tr><td>9</td><td><u>0.6</u></td></tr>
<tr><td>9
9</td><td>0.5</td></tr>
<tr><td>9
12</td><td><u>0.5</u></td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>73</td><td>2.1.3 外皮性能
床の熱貫流率 U の例
番号 1, 2　U 値の訂正</td><td>
<table>
<tr><th>天井材料の
厚さ mm</th><th>U
W/㎡･℃</th></tr>
<tr><td>0.8</td><td>0.8</td></tr>
<tr><td>0.4</td><td>2.9</td></tr>
<tr><td>10</td><td>2.0</td></tr>
<tr><td>15</td><td>1.6</td></tr>
<tr><td>15</td><td>1.5</td></tr>
<tr><td>20</td><td>1.8</td></tr>
<tr><td>25</td><td>1.1</td></tr>
<tr><td>30</td><td>0.9</td></tr>
<tr><td>50</td><td>0.8</td></tr>
</table></td><td>
<table>
<tr><th>天井材料の
厚さ mm</th><th>U
W/㎡･℃</th></tr>
<tr><td>0.8</td><td><u>2.9</u></td></tr>
<tr><td>0.4</td><td>2.9</td></tr>
<tr><td>10</td><td>2.0</td></tr>
<tr><td>15</td><td>1.6</td></tr>
<tr><td>15</td><td>1.5</td></tr>
<tr><td>20</td><td><u>1.3</u></td></tr>
<tr><td>25</td><td><u>1.0</u></td></tr>
<tr><td>30</td><td>0.9</td></tr>
<tr><td>50</td><td>0.8</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>79</td><td>2.2 湿度制御
評価基準（実施･竣工）
学（小中高）のレベル3</td><td>一般的な冬期 30～45%、夏期 55～80%の範囲にある。</td><td>一般的な冬期 30～45%、夏期 55～80%の湿度を実現する設備容量が確保されている。</td></tr>
<tr><td>91</td><td>3.3 照度
評価基準　病（待合）レベル 3</td><td>（該当するレベルなし）</td><td>（左記部分を削除）</td></tr>
<tr><td>107</td><td>Q2 サービス性能
1 行目</td><td>病、ホ、住の Q2 の評価にあたっては、</td><td>病、ホ、住の Q2「1.機能性」の評価にあたっては、</td></tr>
<tr><td>109</td><td>1.1.2 高度情報通信設備対応
■文献</td><td>■文献 37), 38), 40), 41)</td><td>■文献 1), 39), 41), 42)</td></tr>
<tr><td>110</td><td>1.2.1 広さ感･景観
評価基準　学（小中高）
レベル3, 4, 5</td><td>
<table>
<tr><th>学（小中高）</th></tr>
<tr><td>レベル3を満たさない。</td></tr>
<tr><td>（該当するレベルなし）</td></tr>
<tr><td>教室の天井高 2　7m 以上</td></tr>
<tr><td>教室の天井高 3.0m 以上</td></tr>
<tr><td>（該当するレベルなし）</td></tr>
</table></td><td>
<table>
<tr><th>学（小中高）</th></tr>
<tr><td>レベル3を満たさない。</td></tr>
<tr><td>（該当するレベルなし）</td></tr>
<tr><td>教室の天井高がおおむね 2.7m 以上である。</td></tr>
<tr><td>（該当するレベルなし）</td></tr>
<tr><td>教室の天井高が 2.7m を超えている。</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>111</td><td>1.2.1 広さ感･景観
■文献</td><td>■文献 34), 37), 38), 39)</td><td>■文献 1), 36), 39), 40)</td></tr>
<tr><td>120</td><td>2.1.1 耐震性
下から 4 行目</td><td>その値が 1.2 倍の時をレベル 4</td><td>その値が 1.25 倍の時をレベル 4</td></tr>
</table>

2012/10/25 作成

Copyright © Institute for Building Environment and Energy Conservation

<table>
<tr><th>頁</th><th>訂正箇所</th><th>誤</th><th>正</th></tr>
<tr><td>122</td><td>2.2.1 躯体材料の耐用年数
評価基準　レベル3，4，5</td><td>（下記参照）</td><td>（下記参照）</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">（誤）
<table><tr><td>レベル1</td><td>（該当するレベルなし）</td></tr><tr><td>レベル2</td><td>（該当するレベルなし）</td></tr><tr><td>レベル3</td><td>住宅の品質確保の促進に関する法律（日本住宅性能表示基準、3.劣化の軽減に関する事）における鉄骨又はコンクリートの評価基準（H18 年国交省告示 380 号）で等級 1 相当</td></tr><tr><td>レベル4</td><td>住宅の品質確保の促進に関する法律（日本住宅性能表示基準、3.劣化の軽減に関する事）における鉄骨又はコンクリートの評価基準（H18 年国交省告示 380 号）で等級 2 相当</td></tr><tr><td>レベル5</td><td>住宅の品質確保の促進に関する法律（日本住宅性能表示基準、3.劣化の軽減に関する事）における鉄骨又はコンクリートの評価基準（H18 年国交省告示 380 号）で等級 3 相当</td></tr></table></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">（正）
<table><tr><td>レベル1</td><td>（該当するレベルなし）</td></tr><tr><td>レベル2</td><td>（該当するレベルなし）</td></tr><tr><td>レベル3</td><td>住宅の品質確保の促進に関する法律（日本住宅性能表示基準、3.劣化の軽減に関する事）における木造、鉄骨又はコンクリートの評価方法基準（平成 21 年国土交通省告示第 354 号）で等級 1 相当</td></tr><tr><td>レベル</td><td>住宅の品質確保の促進に関する法律（日本住宅性能表示基準、3.劣化の軽減に関する事）における木造、鉄骨又はコンクリートの評価方法基準（平成 21 年国土交通省告示第 354 号）で等級 2 相当</td></tr><tr><td>レベル5</td><td>住宅の品質確保の促進に関する法律（日本住宅性能表示基準、3.劣化の軽減に関する事）における木造、鉄骨又はコンクリートの評価方法基準（平成 21 年国土交通省告示第 354 号）で等級 3 相当</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>122</td><td>2.2.1 躯体材料の耐用年数
解説　最下部</td><td>～評価方法基準（平成 18 年度国土交通省告示第 380 号）を参照のこと。</td><td>～評価方法基準（平成 21 年度国土交通省告示第 354 号）を参照のこと。</td></tr>
<tr><td>130</td><td>2.4.2 給排水･衛生設備
評価する取組み　No.6</td><td>災害時の飲料水確保に備えて、</td><td>災害時の飲料水確保に備えて、</td></tr>
<tr><td>148</td><td>1.生物環境の保全と創出
解説　III-2)
建物緑化指数の定義式</td><td>建物緑化面積※3)</td><td>建物緑化面積
（※3）を削除）</td></tr>
<tr><td>149</td><td>1.生物環境の保全と創出
【取組み例】
1) 自生種の保全　16 行目</td><td>～埼玉県、静岡県の植生の植生　等</td><td>～埼玉県の植生、静岡県の植生　等</td></tr>
<tr><td>159</td><td>3.2 敷地内温熱環境の向上
評価基準　III-1)
緑地や水面を確保することにより、地表面温度や地表面近傍の気温等の上昇を抑制する。</td><td>5%以上 10%未満の場合（1 ポイント）
10%以上 15%未満の場合（2 ポイント）
15%以上の場合（3 ポイント）</td><td>10%以上 20%未満の場合（1 ポイント）
20%以上 30%未満の場合（2 ポイント）
30%以上の場合（3 ポイント）</td></tr>
<tr><td>160</td><td>3.2 敷地内温熱環境の向上
評価基準　V-1)
主たる建築設備（空調設備）に伴う排熱は、建築物の高い位置からの放出に努める。</td><td>排熱を伴う冷却塔や室外機等について、ほとんどを屋上に設置している場合、またはそれらを設置しない場合</td><td>排熱を伴う冷却塔や室外機等について、設備容量の 50%程度以上を GL+10m 以上の位置に設置（1 ポイント）
冷却塔、室外機等を設置しない、またはほとんどを GL+10m 以上の位置に設置（2 ポイント）</td></tr>
</table>

Copyright © Institute for Building Environment and Energy Conservation

頁	訂正箇所	誤	正
160	3.2 敷地内温熱環境の向上 評価基準 V-2) 主たる建築設備（燃焼設備）に伴う高温排熱は、建築物の高い位置からの放出に努める。	高温排熱の放出部について、ほとんどを屋上に設置している場合、またはそれらを設置しない場合	高温排熱の放出部について、設備容量の 50%程度以上を GL+10m 以上の位置に設置 （1 ポイント） 高温排熱の放出部を設置しない、またはほとんどを GL+10m 以上の位置に設置 （2 ポイント）
162	3.2 敷地内温熱環境の向上 解説 III 12 行目	～水分蒸散量が多くなるため、係数 2.5 を設定した。	～水分蒸散量が多くなるため、係数 1.5 を設定した。
162	3.2 敷地内温熱環境の向上 解説 III 下から 1～2 行目	中・高木の水平投影面積率の合計が 10%以上 20%未満の場合は 1 ポイント、2 ポイント、30%以上の場合は 3 ポイントとする。 原文のままとする	中・高木の水平投影面積率の合計が 5%以上 10%未満の場合は 1 ポイント、10%以上 15%未満の場合は 2 ポイント、15%以上の場合は 3 ポイントとする。
163	3.2 敷地内温熱環境の向上 解説 IV 2) 外壁対策面積率の定義式	（誤） ＜外壁対策面積率＞＝ ＜外構緑被面積＞＋＜保水性対策を施した面積＞ ／ ＜敷地面積＞	
		（正） ＜外壁対策面積率＞＝ ＜外壁緑被面積＞＋＜保水性対策を施した面積＞ ／ ＜全外壁面積＞	
163	解説 V-1) 4 行目	・GL+10m 以下は、概ね 1 階 2 階の屋上レベルに相当する。	・「高い位置」とは地上 10m 以上とする（地上 10m 以上とは概ね 3 階以上の高さに相当する）。
163	解説 V-2) 4～5 行目	・高温排熱とは概ね 100℃以上のものとする。 ・地域冷暖房方式の場合には、ポイント 2 とする。	・高温排熱とは概ね 100℃以上のものとする。 ・「高い位置」とは地上 10m 以上とする（地上 10m 以上とは概ね 3 階以上の高さに相当する）。 ・地域冷暖房方式の場合には、ポイント 2 とする。
168	2.1 自然エネルギーの直接利用 評価基準 学(小中高)・住 レベル 3	教室・専有部のほぼ全体（80%以上）が、外皮に 2 方向面しており、有効な採光・通風が確保されている。	教室・集合住宅の専有部のほぼ全体（80%以上）が、外皮等に 2 方向面しており、有効な採光・通風が確保されている。
172	下から 6 行目	注） k 値については「3b/3.6 エネルギー利用効率化設備」を参照のこと。	注） k 値については解説を参照のこと。
174	3)集合住宅の共用部の評価について 3 行目、4 行目 2 箇所	専用部	専有部
174	3a.性能基準による ERR の評価 ■省エネ法・告示における集合住宅の CEC^0 等の判断基準値 表下部	※住戸専用部分に関しての給湯設備の評価は、CASBEE 独自の基準で評価する。	※住戸専有部分に関しての給湯設備の評価は、CASBEE 独自の基準で評価する。（3c.参照）
177	4)集合住宅の共用部の評価について	3a による。	p.174 の 3)と同様に、共用部分について仕様基準での評価を行い、専有部給湯設備の評価結果（3c.参照）と延床面積で按分し、集合住宅の最終評価結果とする。
178	3c-1. 給湯設備 評価基準 レベル5	燃焼系潜熱回収瞬間式給湯器、電気 CO2 冷媒給湯器（深夜電力利用貯湯式）	燃料系潜熱回収瞬間式給湯器、電気ヒートポンプ式給湯器
179	3c-1. 給湯設備 表 2 レベル 3、レベル 5	レベル 3 燃焼系瞬間式給湯器 レベル 5 燃焼系潜熱回収瞬間式給湯器、電気 CO2 冷媒給湯器（深夜電力利用貯湯式）	レベル 3 燃料系瞬間式給湯器 レベル 5 燃料系潜熱回収瞬間式給湯器、電気ヒートポンプ式給湯器

Copyright © Institute for Building Environment and Energy Conservation

頁	訂正箇所	誤	正
179	3c-1. 給湯設備 解説　1 行目	給湯システムでの高効率化の評価は、	給湯システムでの高効率化のための取組み例は、
184	1.2.1 雨水利用システム導入の有無 解説 5～6 行目	ここで 雑用水等利用量 m^3＝	ここで 雑排水等利用量 m^3＝
186	2.1 材料使用量の削減 評価する取組み	1 ポイント　その他これに準ずるもの	各 1 ポイント　その他これに準ずるもの
187	2.2 既存建築躯体等の継続使用 ❗適用条件	仮設として建築躯体を再利用している時は評価対象外とする。	仮設として建築躯体を再利用している部分は評価対象とならない。
196	3.2.1 消火剤 ❗適用条件	消火設備が全く無い場合やスプリンクラーのみの場合は対象外	消火設備が全く無い場合やスプリンクラーのみの場合は対象外、また消火設備が消火器のみの場合は対象外。
196	3.2.1 消火剤 解説　1～2 行目	尚、本項目は化学薬品としての消火剤を評価対象としている（法律で設置が義務付けられている消火器を含む）	尚、本項目はガス消火設備（ガスで消火するもの）を評価対象としている
203	2.1 大気汚染防止 評価基準の下の注記	※2)レベル 4 については、排出濃度が基準値の 90%に抑えられている場合とする。	※2)レベル 4 については、排出濃度が基準値の 90%以下に抑えられている場合とする。
204	2.1 大気汚染防止 ■参考 2)　1. タイトル部	1. 大気汚染防止法の規制対象施設	1. 大気汚染防止法の対象となるばい煙発生施設
204	1.大気汚染防止法の対象となるばい煙発生施設　表中 3 ばい焼炉、焼結炉 4 （金属の精錬用）溶鉱炉、転炉、平炉	原料処理能力　1トン／日　以上	原料処理能力　1トン／時　以上
204	1.大気汚染防止法の対象となるばい煙発生施設　表中 9 （窯業製品製造用）焼成炉、溶解炉 10 （無機化学工業用品または食料製造用）反応炉（カーボンブラック製造用燃料燃焼装置含）、直火炉 11 乾燥炉	・火格子面積　1 ㎡以上 ・変圧器定格能力　200kvA 以上	・火格子面積　1 ㎡以上 ・変圧器定格能力　200kvA 以上 ・燃焼能力　50 リットル／時　以上
205	1.大気汚染防止法の対象となるばい煙発生施設　表中 28 コークス炉	・原料処理能力　20トン／時　以上	・原料処理能力　20トン／日　以上
205	2. タイトル部	2. 大気汚染防止法による排出基準（抄）	2. 工場及び事業場から排出される大気汚染物質に対する規制方式とその概要（抜粋）
205	2. 表の修正	（本正誤表の巻末を参照）	
206	■参考 3） 表の削除	（大気汚染防止法規制対象外の燃焼設備に関する判断基準　の表を削除）	
206	■参考 3） 参考資料の修正	（本正誤表の巻末を参照）	
209	2.2 温熱環境悪化の改善 解説　II 2)-①　5～7 行目	～配慮している場合はレベル5、風下地域へ風の通り道を遮ると思われる場合にはレベル1、風の通り道と特に関係しない場合にはレベル3とする。	～配慮している場合は 2 ポイント、風下地域へ風の通り道を遮ると思われる場合には 0 ポイント、風の通り道と特に関係しない場合には 1 ポイントとする。
212	解説　2)-③　2 行目	後退距離（W_d）を評価する。	後退距離の比率である隣棟間隔指標 Rw を評価する。
212	解説　2)-③ Rw の式	$Rw=(W_1+W_2)/H$	$Rw=(W_1+W_2)/H$ $=\underbrace{W_1/H}_{\text{風上側の値}}+\underbrace{W_2/H}_{\text{風下側の値}}$
212	図 11　の修正	（本正誤表の巻末を参照）	
213	図 13、図 14 図の下の説明文　2 箇所	セットバックしている側の後退距離は	セットバックしている側の値は
214	2.2 温熱環境悪化の改善 図 15　Rw の計算式	$Rw = \{W_1/H_1+(W_2/H_1+W_3/H_2+ \cdots +W_N+1/H_N)\}/N$	$Rw = (W_1/H_1+W_2/H_1+W_3/H_2+\cdots+W_{N+1}/H_N)/N$
215	2.2 温熱環境悪化の改善 図 16　解説 2 行目	（図 9 参照）	（図 14 参照）

Copyright © Institute for Building Environment and Energy Conservation

頁	訂正箇所	誤	正
215	図 16　図の下の説明文　4 行目	セットバックしている側の後退距離は	セットバックしている側の値は
216	解説 A.蒸散効果のある材料による被覆材面積率　4～5 行目	なお、中・高木の水平投影面積に対する下式中の掛け率については、巻末の補助資料 2.「樹冠面積、緑地面積の算定方法」を参照のこと。	（左記部分を削除）
217	2.2 温熱環境悪化の改善 解説　4)　5 行目	・指標とする屋根面対策面積率は、	・指標とする全屋根面積に対する屋根面対策面積率は、
217	2.2 温熱環境悪化の改善 解説　4)　17 行目	～3)と同じとする。	～3)と同じとする(ただし、分母は全屋根面積とする)。
218	2.2 温熱環境悪化の改善 解説　5)-②　8～10 行目	・住宅用途の場合は、レベル 5 とする。 ・複合用途の場合は、非住宅用途部分のレベルと住宅用途部分のレベル(レベル4)から、延床面積比率を考慮して適切なレベルを設定する。	・住宅用途の場合は、3 ポイントとする。 ・複合用途の場合は、非住宅用途部分のポイントと住宅用途部分のポイント(3 ポイント)から、延床面積比率を考慮して適切なポイントを設定する。
218	解説　5) 29～31 行目の削除	※2　空調排熱だけではなく、発電にともなう排熱等も考慮して比率を算定する。エネルギーの効率的利用により、建築設備から大気への排熱量を低減するという観点で評価する。効果のある主な対策や措置として、以下があげられる。	※2　空調排熱だけではなく、発電にともなう排熱等も考慮して比率を算定する。
229	3.1.2 振動 !適用条件	及び大規模小売店舗立地法の規制対象となる建物	（左記部分を削除）
229	3.1.2 振動 評価基準　レベル 1、3、5	または大規模小売店舗立地法	（左記部分を削除）
229	3.1.2 振動 解説　2～3 行目	及び大規模小売店舗立地法により規制される建物	（左記部分を削除）
229	3.1.2 振動 解説　4～5 行目	や大規模小売店舗立地法	（左記部分を削除）
242	3.3.2　昼光の建物外壁による反射光(グレア)への対策 評価基準　レベル 1、レベル 5 の訂正 (レベル 3 は変更無し)	レベル 1：建物外壁(ガラス面を含む)の反射光(グレア)が発生し、周辺に影響を与えている。 レベル 5：建物外壁(ガラス面を含む)による反射光(グレア)を発生していないと認められる。	レベル 1：建物外壁(ガラス面を含む)の反射光(グレア)が発生し、周辺に対する影響があると認められる。 レベル 5：建物外壁(ガラス面を含む)による反射光(グレア)を発生しないと認められる。
266	1.6.1　建築行政への活用 1 行目～5 行目　削除	東京都は、環境確保条例～2002 年 6 月から運用している。その後、	（左記部分を削除）
266	1.6.1　建築行政への活用 5 行目～9 行目	名古屋市は環境保全条例に基づいて、延床面積 2000 ㎡まで適用対象を引き下げ、CASBEE 名古屋による建築物環境配慮制度を 2004 年 4 月より運用開始した。 横浜市は名古屋市と同様に環境条例に基づき、5000 ㎡以上を対象とし、2005 年 7 月より実施を開始した。 現在、その他の多くの地方公共団体で CASBEE の活用が既に実施および検討されている。詳細については CASBEE のホームページを参照のこと。	名古屋市は環境保全条例に基づいて、延床面積 2000 ㎡を超える建築物の新築・増築・改築をする建築主に対し、CASBEE 名古屋による評価結果の届出を義務づける、建築物環境配慮制度を 2004 年 4 月より運用開始した。 また、横浜市は名古屋市と同様に、CASBEE 横浜による届出制度を 2005 年 7 月より開始した。2010 年 9 月現在、21 の地方公共団体で CASBEE の活用が既に実施されており、その他自治体でも導入の検討が進められている。詳細については CASBEE のホームページを参照のこと。
271	2.3.2　(1)使用した LCA 算定ツール 1 行目	図Ⅲ.2.3	図Ⅲ.2.4

Copyright © Institute for Building Environment and Energy Conservation

<table>
<tr><th>頁</th><th>訂正箇所</th><th>誤</th><th>正</th></tr>
<tr><td>272</td><td>表 III.2.1 代表的な資材の CO_2 原単位
単位の誤り</td><td>（誤）
普通コンクリート 282.00 kg-CO_2/m^2
高炉セメントコンクリート 206.00 kg-CO_2/m^2
鉄 骨 0.90 kg-CO_2/m^2
鉄 筋 0.70 kg-CO_2/m^2
型 枠 7.20 kg-CO_2/m^2</td><td>（正）
普通コンクリート 282.00 kg-CO_2/m^3
高炉セメントコンクリート 206.00 kg-CO_2/m^3
鉄 骨 0.90 kg-CO_2/kg
鉄 筋 0.70 kg-CO_2/kg
型 枠 7.20 kg-CO_2/m^2</td></tr>
<tr><td>272</td><td>表 III.2.2 躯体工事における代表的な資材量
①集合住宅
S 造の鉄骨量を右の通り訂正</td><td>0.476</td><td>0.048</td></tr>
<tr><td>273</td><td>2.3.3 (3)取組みによる効果の算定
表Ⅲ.2.3 評価基準</td><td>（p.122 の訂正と同じ）</td><td>（p.122 の訂正と同じ）</td></tr>
<tr><td>274</td><td>2.3.3 (4)「建設」「修繕・更新・解体」の CO2 排出量</td><td>（2 行目に右記追加）</td><td>なお、木造建物については、S 造相当として評価することとした。</td></tr>
<tr><td>274,
275</td><td>2.3.3 (4)
表Ⅲ.2.4 及び表Ⅲ.2.5
項目タイトル部 4 箇所</td><td>S | RC | SRC</td><td>S･木造 | RC | SRC</td></tr>
<tr><td>274</td><td>表 III.2.4 建設段階の CO_2 排出量
集合住宅
S･木造の CO_2 排出量を右の通り訂正</td><td>（誤）
<table>
<tr><th></th><th>S･木造</th></tr>
<tr><td>レベル 3</td><td>32.47</td></tr>
<tr><td>LR2/2.2 既存建築躯体 100%</td><td>9.55</td></tr>
<tr><td>LR2/2.3 リサイクル材（高炉セメント）100%</td><td>31.42</td></tr>
<tr><td>レベル 4</td><td>16.33</td></tr>
<tr><td>LR2/2.2 既存建築躯体 100%</td><td>4.88</td></tr>
<tr><td>LR2/2.3 リサイクル材（高炉セメント）100%</td><td>15.81</td></tr>
<tr><td>レベル 5</td><td>10.98</td></tr>
<tr><td>LR2/2.2 既存建築躯体 100%</td><td>3.35</td></tr>
<tr><td>LR2/2.3 リサイクル材（高炉セメント）100%</td><td>10.63</td></tr>
</table>
⇨
（正）
<table>
<tr><th>S･木造</th></tr>
<tr><td>15.93</td></tr>
<tr><td>9.55</td></tr>
<tr><td>14.88</td></tr>
<tr><td>8.06</td></tr>
<tr><td>4.88</td></tr>
<tr><td>7.54</td></tr>
<tr><td>5.47</td></tr>
<tr><td>3.35</td></tr>
<tr><td>5.12</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>275</td><td>表 III.2.5 修繕･更新･解体段階の CO_2 排出量
集合住宅
S･木造の CO_2 排出量を訂正</td><td>レベル 3 13.87
レベル 4 15.08
レベル 5 16.31</td><td>レベル 3 13.58
レベル 4 14.94
レベル 5 16.22</td></tr>
<tr><td>275</td><td>項目タイトル</td><td>2.3.2 「運用」の CO_2 排出量の算定方法</td><td>2.3.3 「運用」の CO_2 排出量の算定方法</td></tr>
<tr><td>279</td><td>② ポイント法等の評価の場合の換算方法 4 行目以降に文章を追加</td><td>CO_2 排出量算出に利用する。</td><td>CO_2 排出量算出に利用する。また、自然エネルギーの評価を「直接利用」と「変換利用」でそれぞれ評価する場合にも、下表の方法により、評価結果を年間利用量に換算し、CO2 排出量の算定を行う。</td></tr>
<tr><td>279</td><td>表Ⅲ.2.9
表の差し替え</td><td colspan="2">（本正誤表の巻末を参照）</td></tr>
</table>

（p.205の表の差し替え） ※そのままマニュアルに貼り付けて下さい。

（正）

区分	物質名	主な発生の形態等	規制の方式と概要

Copyright © Institute for Building Environment and Energy Conservation

ばい煙		硫黄酸化物（SOx）	ボイラー、廃棄物焼却炉等における燃料や鉱石等の燃焼	1) 排出口の高さ(He)及び地域ごとに定める定数Kの値に応じて規制値（量）を設定 許容排出量(Nm^3/h)＝$K \times 10^{-3} \times He^2$ 一般排出基準：K＝3.0～17.5 特別排出基準：K＝1.17～2.34 2) 季節による燃料使用基準 燃料中の硫黄分を地域ごとに設定。 硫黄含有率：0.5～1.2%以下 3) 総量規制 総量削減計画に基づき地域･工場ごとに設定
		ばいじん	同上及び電気炉の使用	施設･規模ごとの排出基準（濃度） 一般排出基準：0.04～0.7g/Nm^3 特別排出基準：0.03～0.2g/Nm^3
	有害物質	窒素酸化物（NOx）	ボイラーや廃棄物焼却炉等における燃焼、合成、分解等	1) 施設･規模ごとの排出基準 新設：60～400ppm 既設：130～600ppm 2) 総量規制 総量削減計画に基づき地域･工場ごとに設定

Copyright © Institute for Building Environment and Energy Conservation

（p.206の表の差し替え） ※そのままマニュアルに貼り付けて下さい。
（正）
（参考資料） 低NOx型小規模燃焼機器の推奨ガイドライン（環境省 H21改訂）

対象燃焼機器		ガイドライン値（ppm、O_2=0%換算）	
機器種類	規模[注1]	燃料種類[注2]	推奨ガイドライン値 (ppm)[注3]
ボイラー	燃料の燃焼能力が重油換算で 50L/h 未満かつ伝熱面積が 10㎡未満	ガス	50
		灯油	80
		A 重油	100
吸収冷温水機	燃料の燃焼能力が重油換算で 50L/h 未満かつ伝熱面積が 10㎡未満	ガス	60
		灯油	80
		A 重油	100
家庭用ガス給湯機のうち以下のもの ・ガス瞬間形湯沸器（先止式） ・ガス温水給湯暖房機（給湯機部分） ・ガス給湯付きふろがま（給湯機部分）		ガス	60
ガス機関（GHP に用いられるもの以外）	燃料の燃焼能力が重油換算で 35L/h 未満	ガス	300 [注4]
ガスヒートポンプ（GHP）	燃料の燃焼能力が重油換算で 10L/h 未満	ガス	100 [注5]

注1：重油とガスの換算は、各地域行政が定めた換算係数を使用する。
注2：ガスは都市ガス(12A/13A)及びLPGを意味しており、12A/13A以外の都市ガスやバイオガスはガイドラインの対象としない。
注3：窒素酸化物濃度は酸素濃度0%換算時の値とする。
注4：ガス機関（GHPに用いられるもの以外）のガイドライン値は出荷時のNOx濃度を対象とする。
注5：ガスヒートポンプのガイドライン値はJIS B 8627-1附属書Ⅱに規定する試験方法で試験した結果から算出した12モード値とする。

Copyright © Institute for Building Environment and Energy Conservation

（p.212 図11の差し替え） ※そのままマニュアルに貼り付けて下さい。
（正）

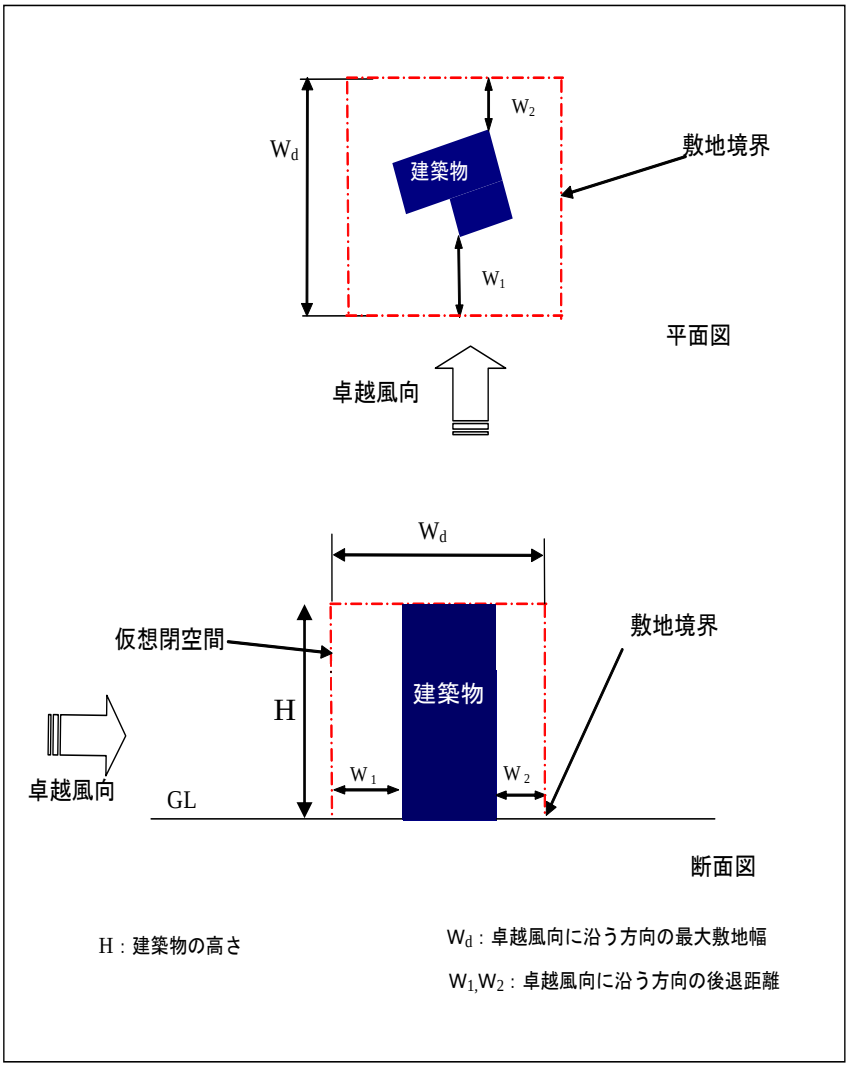

図 11　敷地境界からの後退距離 W_1,W_2 および建物高さ H

Copyright © Institute for Building Environment and Energy Conservation

（p.279 表Ⅲ.2.9の差し替え） ※そのままマニュアルに貼り付けて下さい。
（正）

表Ⅲ. 2.9 定性評価から定量評価への換算方法

評価項目		評価	定量評価への換算方法	備考
1. 熱負荷抑制		レベル 1	PAL＝基準値×1.1	レベル 1（基準を超える）
		レベル 2	PAL＝基準値	レベル 2（基準値×0.95 まで）
		レベル 3	PAL＝基準値×0.95	レベル 3（基準値×0.85 まで）
		レベル 4	PAL＝基準値×0.85	レベル 4（基準値×0.85 以下）
		レベル 5	ー	（該当するレベルなし）
2．自然エネルギー利用	直接利用	レベル 1	推定利用量=0MJ/㎡	レベル 1（-）
		レベル 2	推定利用量=0MJ/㎡	レベル 2（-）
		レベル 3	推定利用量=0MJ/㎡	レベル 3（0～1MJ/㎡まで）
		レベル 4	推定利用量=1MJ/㎡	レベル 4（1～15MJ/㎡まで）
		レベル 5	推定利用量=年間利用量 学（小中高）では、 推定利用量=15MJ/㎡	レベル 5（15MJ/㎡以上）
	変換利用	レベル 1	推定利用量=0MJ/㎡	レベル 1（-）
		レベル 2	推定利用量=0MJ/㎡	レベル 2（-）
		レベル 3	推定利用量=0MJ/㎡	レベル 3（0～1MJ/㎡まで）
		レベル 4	推定利用量=1MJ/㎡	レベル 4（1～15MJ/㎡まで）
		レベル 5	推定利用量=年間利用量	レベル 5（15MJ/㎡以上）

Copyright © Institute for Building Environment and Energy Conservation